

令和7年5月1日

瀬戸市水道事業

瀬戸市長 川本 雅之 様

瀬戸市水道事業経営審議会

会長 丸山 泰司

瀬戸市水道事業の水道料金について（答申）

令和6年2月8日付け5瀬都水第204号により諮問を受けたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

瀬戸市水道事業は、昭和8年に給水を開始し、安全で安心な水を安定して供給するため、水道施設の整備や維持管理を着実に実施してきた。

経営の面においても、平成9年に料金改定を行って以来、消費税率の改定を除き現在まで水道料金を20年余り改定せず、自助努力により健全性を堅持してきた。

しかし、給水人口減少等による給水収益の減少や水道施設の老朽化や耐震化への対策だけでなく、電気料金や資材費の高騰、愛知県の県営水道の値上げなども加わり、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。

このような状況下、令和6年2月8日、市長から本審議会に対し、水道事業の安定的な経営を続けることができるよう適正な水道料金の水準や体系及び改定時期等について、諮問書が提出された。

本審議会では、令和8年度から令和12年度までの5年間の投資・財政計画に基づき、適正な水道料金について慎重に議論を行った。

2 答申内容

水道事業は、快適な市民生活の根幹を支えるライフラインとして重要な役割を果たしており、事業に伴う収入によって経費を賄う「独立採算の原則」と利用者に公平な負担を求める「受益者負担の原則」のもと、将来にわたり安定的な経営を続けていくことが使命である。

本審議会は、この使命を果たすために以下の点に留意した水道料金とするよう答申する。

(1) 水道料金水準

「はじめに」で記した瀬戸市水道事業を取り巻く、給水収益の減少や水道施設の老朽化などといった状況を勘案した投資・財政計画によると、現行の料金水準のままでは、通常の運営はできるものの、令和10年度には施設更新のための費用確保が困難となる見込みとなった。

また、瀬戸市水道事業経営戦略では、「企業債（借金）に頼らず、中長期計画（おおむね10年）に対応し続けることができる利益の確保」と「管路更新率年平均1%」の2つの経営目標を掲げている。

これらの経営目標を実現するために必要な料金改定率を算定した結果、令和8年度から令和12年度までの5か年度で42.57%の料金改定が必要との結果が示された。

水道施設の老朽化や耐震化への対策を図りつつ、将来にわたり安全、安心な水道水を安定して供給し続けるためには、水道料金の42.57%の引き上げは妥当である。

(2) 料金体系

① 用途別料金体系から口径別料金体系への変更

瀬戸市の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部料金制で、基本料金は用途別、従量料金は通増型を採用している。

このうち用途別料金体系では、家庭用や営業用などの使用目的により料金を設定しているが、業務形態や生活様式の多様化により、用途区分の認定が明確でない事案も発生している。

一方、口径別料金体系は、使用する口径の大きさという明確な基準に基づいて料金を設定するものである。給水装置の能力による費用負担と明確な料金設定の面から公平性において、用途別料金体系に比べ優位である。

全国的にも用途別料金体系から口径別料金体系への移行が進んでおり、全国の事業体の約61%が口径別料金体系を採用している。

これらのことから、より公平な費用負担と明確な料金設定を実現するため、用途別料金体系から口径別料金体系に移行することが適当である。

② 基本水量の廃止

基本水量制とは、公衆衛生の向上という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての利用者に対して生活に必要な水の使用を促進するために導入された制度であり、瀬戸市では1期（2か月）あたり20m³を付与している。

しかし、水道普及率がほぼ100%に達している現状においては、公衆衛生の向上等の目的は、おおむね達成されたものと考えられる。

また、基本水量である2か月の使用水量が20m³以下の利用者に対して、使用水量に応じた従量料金が課されておらず、負担の公平性を図る必要がある。

これらのことから、基本水量制を廃止することが適当である。

③ 基本料金と従量料金の割合設定

基本料金は、水道の使用量に関係なく発生する固定費を賄うために徴収される料金である。従量料金は、使用水量に応じて徴収される料金である。本来は固定費を基本料金ですべて徴収することになるが、市民生活への影響を考慮し、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領を参考に固定費の一部を従量料金に割り当てている。

今後の使用水量の減少や施設の更新需要の増加を考慮すると、水道事業が安定的な経営を持続させるためには、基本料金の割合を高めていくことが適当である。

(3) 改定時期

昨今の物価上昇により水道利用者の多くが大きな影響を受けている状況下、水道料金の改定は慎重な判断が求められる。

しかしながら、安全、安心な水道水を安定して供給し続けるには、料金の改定が必要であることが明らかな状況であるため、早期に実施することが望ましいものといえる。

ただし、利用者への周知期間を設ける必要性を考慮し、令和8年4月以降が適当である。

3 付帯意見

- (1) 水道料金の値上げは市民生活に直結するものであり、利用者の理解が不可欠なものであることから、分かりやすさを重視した広報、十分な周知に努められたい。
- (2) 昨今の物価上昇に伴う家計負担の増加等を踏まえ、安定的な水道事業経営の実現を前提とした経過措置等の検討に努められたい。

4 料金表

【現行の水道料金表・メーター使用料】（2 か月：税抜）

用途	基本料金	従量料金（1m ³ あたり）				
		1m ³ から 20m ³ まで	21m ³ から 40m ³ まで	41m ³ から 100m ³ まで	101m ³ から 200m ³ まで	201m ³ 以上
家庭用	1,950 円	0 円	155 円	200 円	255 円	255 円
営業用	1,950 円	0 円	170 円	210 円	255 円	280 円
湯屋営業用	1,510 円	0 円	80 円	80 円	80 円	80 円
散水用	2,590 円	0 円	170 円	210 円	255 円	280 円
臨時用	2,590 円	0 円	170 円	210 円	255 円	280 円

口径	メーター使用料	口径	メーター使用料
13 mm	80 円	50 mm	720 円
20 mm	100 円	75 mm	1,000 円
25 mm	160 円	100 mm	1,200 円
40 mm	320 円	150 mm	3,800 円

【改定後の水道料金表】（2 か月：税抜）

口径	基本料金	従量料金（1m ³ あたり）				
		1m ³ から 20m ³ まで	21m ³ から 40m ³ まで	41m ³ から 100m ³ まで	101m ³ から 200m ³ まで	201m ³ 以上
13 mm	2,030 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
20 mm	2,490 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
25 mm	2,740 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
40 mm	2,990 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
50 mm	8,320 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
75 mm	13,090 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
100 mm	13,860 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円
150 mm	29,650 円	60 円	200 円	270 円	320 円	350 円